

平成26年12月 5 日 開会

平成26年12月17日 閉会

(定例第9回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第110号

平成26年第9回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月18日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成26年12月5日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

青 砥 日出夫君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成26年 第9回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成26年12月5日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成26年12月5日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諸般の報告
- 日程第6 議案第96号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第97号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第98号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第99号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第100号 南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第101号 南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正について
- 日程第12 議案第102号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第103号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第14 議案第104号 南部町農産物加工施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について

- 日程第22 議案第 112号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第23 議案第 113号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第24 議案第 114号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議事日程の宣告
日程第 4 行政報告
日程第 5 諸般の報告
日程第 6 議案第96号 南部町教育委員会委員の任命について
日程第 7 議案第97号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 8 議案第98号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 9 議案第99号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第 100号 南部町あいのお銀行設置条例の一部改正について
日程第11 議案第 101号 南部町あいのお銀行基金条例の一部改正について
日程第12 議案第 102号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
日程第13 議案第 103号 南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について
日程第14 議案第 104号 南部町農産物加工施設条例の一部改正について
日程第15 議案第 105号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第16 議案第 106号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第17 議案第 107号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第18 議案第 108号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第19 議案第 109号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第20 議案第 110号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第21 議案第 111号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第22 議案第 112号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第23 議案第 113号 平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）

日程第24 議案第 114号 平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 青砥日出夫君
9番 細田元教君	10番 石上良夫君
11番 井田章雄君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 秦伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	前田憲昭君
		書記	石谷麻衣子君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	吉原賢郎君
総務課長	加藤晃君	行財政改革推進室長	三輪祐子君
企画政策課長	上川元張君	防災監	種茂美君
税務課長	岡田厚美君	町民生活課長	山根修子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	福田範史君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	畠稔明君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	芝田卓巳君

上下水道課長 ————— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 平成26年12月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

国外においては、11月10日から11日に開催されたAPECにおいて、自由で開かれた貿易・投資の追求などについての首脳宣言がなされました。また、日中首脳会談も開かれ、お互いの利益を共有し合う戦略的互惠関係に基づき、現在の対立関係改善を図る方向で意見の一致がなされたのは好ましい状況であります。

国内においては、安倍首相は、11月18日、来年10月に予定していた消費税10%への増税を2017年4月まで1年半延期すると述べ、国民生活に大きな影響を与える税制で重大な決断をした以上、国民の声を聞かなければならないとし、11月21日に衆議院は解散され、現在、激しい選挙戦が戦われています。与党・野党それぞれの政党には国の形に対しての主張があると思いますが、政治の空白は一日でも短くし、豊かで元気な地方の創生に向け、人口減少問題を初め、地方が抱える多様な課題に取り組んでいただくよう、切にお願いするものであります。

さて、本定例会は、条例の制定、指定管理の選任、補正予算等の議案に対しての審査をいただく予定としております。

後ほど町長から諸議案の内容につきまして説明がなされますが、提出された諸議案に対しては常任委員会等で慎重、なおかつ十分な審議がなされ、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 平成26年12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、日ごろは議員活動を通じまして町政の推進に何かと御尽瘁をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

9月議会以降、大きな事件や事故はなく、順調に町政は推移をしておると、このように思っております。

この中で、11月の23日に、現在、建築中でありますすみれ認定保育園の上棟式を行いまして、保育園の園児や保護者など、多数の皆様にお越しをいただきまして、快晴の中、立派な上棟

式を行ったところでございます。

それから、この間に火災が2件発生をいたしました。9月14日には、天萬地区で草火災が発生をいたしまして、これは類焼なし、けが人なしということでございます。それから、11月3日には、寺内地内で一般の建物火災、これは株式会社創環の建物でございますけれども、火災がありまして消防団の出動をいただいております。初期消火に当たられた社員の方1名が気道熱傷ということで、けがをなさっておられるということでございます。2件の火災に消防団の出動をいただきました。

それから、この間の出生人口でございますけれども16人、それからお亡くなりになった方が37人で、11月末現在の人口が1万1,397人ということでございます。人口減少にいろいろ取り組んでおりますけれども、前回から27名の人口減少でございます。相変わらず人口の減少傾向が続いておるということでございます。高齢化率は32.74%になっております。それぞれの皆様の健やかな御成長と、お亡くなりになりました皆様の御冥福を本議場を通じてお祈りを申し上げる次第です。

本定例会におきましては、平成26年度の一般会計補正予算を初め、19の議案を後ほど上程し、御説明をさせていただく予定でございますが、いずれの議案につきましても町政の推進にぜひ御賛同をいただき、御承認を賜りたい、このような思いでございますので、よろしくお祈りを申し上げます。開会の御挨拶にかえる次第です。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成26年第9回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、杉谷早苗君、8番、青砥日出夫君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 行政報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告を受けますが、この行政報告の内容につきましては、地方自治法第242条の2に規定されています住民訴訟について触れられます。

真壁容子君、亀尾共三君、植田均君は、本請求者ですので、同法第117条の規定に該当することになります。したがって、同法第117条の規定により、真壁容子君、亀尾共三君、植田均君の退場を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの町長の行政報告に対して、私たち、除斥を求められたのですが、その根拠と理由についてお聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 局長をもって説明させます。

どうぞ。

○議会事務局長（唯 清視君） 議会事務局長です。事務提要の内容について朗読いたします。

町長の行政報告の内容に関する議員の除斥の要否であります。

問題。議員が町を相手取り訴訟を起こした。この訴訟に応訴したことを町長が行政報告で報告する際、訴えを起こした議員は、地方自治法第117条の除斥の対象となるかという問題ですが、決定。地方自治法第117条の規定による議事とは、報告も含むと解されるので、当該議員は一身上に関する事件に該当し、除斥の対象となるものと解する。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの地方自治法の第117条に基づき、議員について除斥が求められたわけです。このことについては、先ほどの議長の決定に従って除斥はいたしますが、

その旨、意見を述べておきます。

事実、私たちは、この住民訴訟、第242条の2の住民訴訟における場所ですね、ここに掲げられている内容での除外だということですが、地方自治法の242条の2項に定義されている住民訴訟の中には、ということが書かれているか。住民訴訟の性格ですね、それには……。ちょっと読み上げさせてください。

住民訴訟は、さきに行われた監査請求と一連の手續として進められるものである。この訴訟は、住民個人の具体的な権利擁護を求めるものでなく、地方公共団体の財政運営の公正を確保し、住民全体の利益を保護するため、特に本条で認められたものであり、行政訴訟法の民主訴訟に該当するものであると、こういうふうに地方自治法の行政訴訟のところでは解釈されているわけです。

その点から見たら、先ほど議長並びに局長が言われた第117条、議長及び議員の除外には当たるかどうかという点です。ここには、例えば自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟、姉妹の一身上に関する事件または事故もしくは、これらの者が従事する業務に直接の利害関係のある事件を起こすことについては、議事に参与することはできないとあります。

私たちは、住民訴訟の当事者であります、この第117条の利害関係者としてはならないのではないかという見解を持っています。が、そういうふうに除外を求められましたので、第117条のただし書きに書かれています、ただし、議会の同意があったときは会議に出席し、発言することができる、ぜひこのことを諮っていただきたい。とりわけ今回の分は行政報告であり、議決事項ではありません。そういうことは常識的に考えても、行政報告を受けるときに議場におけることは何ら差し支えはないと考えますので、御協議いただきたいということを意見として出しておき、退席いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員から提案がありました。

ただし書きの条項については、議会で諮ります。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

ただいま除外されています真壁容子君、亀尾共三君、植田均君から、地方自治法第117条ただし書きの規定を適用し、会議に出席したいとの申し出がありましたので、同法同条の規定により、議会の同意を求めます。

お諮りします。この申し出に同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

地方自治法第117条ただし書きの規定により、真壁容子君、亀尾共三君、植田均君が会議に出席等をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、地方自治法第117条ただし書きの規定を適用することは同意されませんでした。

町長より行政報告を受けます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 行政報告を行います。

住民訴訟についてでございます。先月11月6日に鳥取地方裁判所より住民訴訟の訴状を特別送達で受け取りました。これは伯耆の国に対して町が行いました、ゆうらくの建物無償譲渡及び敷地である町有地の売却について、住民の方が平成26年6月27日に提出された住民監査請求に対する平成26年8月25日付の監査結果及び平成26年7月25日に提出された住民監査請求に対する平成26年9月19日付の監査結果に対して、その結果を不服とし、建物無償譲渡無効請求及び土地2筆無償譲渡違法請求の訴訟を起こされたものです。

原告は、それぞれの事件で人数が異なっておりますが、現職町会議員3名を含めた約50名ほどの町民の方がなっております。

また、被告は、南部町及び南部町長、坂本昭文であります。

本件については、2年前に行われた町長選挙の争点でもありましたし、議会でも昨年来、幾度も御質問をいただき、その都度、丁寧にお答えをし、十分に御理解いただいていると思っております。また、必要な事項については、折々に議会にお諮りし、議決をいただいております。さらには、住民監査請求についても監査委員からも適正である旨の御判断をいただいております。このようなことから、このたびの訴訟については応訴し、司法の判断に委ねることとしました。

具体的には、12月17日に鳥取地方裁判所で初公判が行われる予定であります。このたびの裁判で、一連の関係事案についての手続が妥当であったことを訴えていきたいと考えております。以上、行政報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君、亀尾共三君、植田均君の入場を許可します。

ここで暫時休憩とります。

午後 1 時 1 4 分休憩

午後 1 時 1 5 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

日程第 5 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 5、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告をさせていただきます。

最初に、鳥取県議会の傍聴についてであります。平成 26 年 10 月 7 日、県議会の一般質問の傍聴を行いました。町独自の試みとして昨年度は常任委員会の傍聴、本年度は一般質問のあり方について学ぶべく、実施いたしました。

以下、感じた点を上げておきます。

- 1、発言の内容が簡潔明瞭であり、曖昧さが少ない。
- 2、他の物事の引用を行う場合、必要最小限度にとどめ、曖昧さの増加を避けている。
- 3、物事について、よりよい代案の提案がなされているなどあります。

各議員、それぞれ評価は異なると思いますが、有意義な傍聴でありました。

続きまして、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例議会の報告をいたします。平成 26 年 10 月 31 日、定例会が開催され、議案第 21 号、うなばら荘の指定管理について、議案第 22 号、平成 25 年度一般会計の決算認定についてが一括議題として提案され、提案理由の説明のみで第 21 号は民生環境常任委員会に、第 22 号は 31 日に設置された決算審査特別委員会に付託されました。

なお、議案第 21 号は、平成 27 年 3 月 31 日で指定期間が満了となるうなばら荘の運営を、引き続き一般財団法人うなばら福祉事業団に指定しようとするものであります。指定の期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

報告が前後しますが、引き続き、鳥取県西部広域行政管理組合議会の決算審査特別委員会の報告をいたします。

委員会は、平成 26 年 11 月 19 日、淀江支所で開催されました。遠藤委員長、野坂管理者の挨拶の後、委員会に付託された平成 25 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定を議題として審査を行いました。

一般会計の歳入合計は 66 億 2,473 万 2,008 円、歳出合計は 65 億 7,047 万 7,

780円、差し引き残高は5,425万4,228円の決算でありました。

委員からの質問として、退職手当債で7億4,930万円計上されているが、その理由について問うとの質問がありました。

答弁として、団塊の世代の退職者が多く生じるため、各市町村に負担をかけないために、25年度から3年間の退職手当債で対応するとの答弁がありました。

審査の結果、全員一致で認定すべきと決しております。

次に、11月11日から14日の期間で開かれました町村議会議長会全国大会について報告いたします。

第58回町村議会議長全国大会。米子道4車線化要望会、石破大臣、赤澤副大臣要望活動、全国過疎地域自立促進連盟総会等、11月11日から11月14日の日程で参加いたしました。

町村議会議長会の内容であります、「町村のさらなる振興発展をめざして」のテーマのもと、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立、道州制導入阻止と分権型社会の実現、町村財政の強化を初め、24の要望がなされています。また、各地区要望として北海道から九州地区9地区の要望もなされました。ちなみに、中国地区は、中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望でありました。いずれの要望も満場一致で可決されています。

なお、特別講演は、大森彌東京大学名誉教授の「日本の将来―農山村と都市の共生」とのテーマで、石破総理待望論を盛り込んだ内容の講演でした。資料は事務局で閲覧に付しておりますので、御一読いただきたいと思っております。

最後になりますが、鳥取県町村議会研修会であります。

町村議会研修会が11月25日に北栄町で開催されました。

研修内容は、「人口減少時代の地方自治体」と「激変する世界と日本外交」との2つのテーマでの研修でありました。

「人口減少時代の地方自治体」については、松谷明彦政策研究大学院大学名誉教授から、内容は、過去及び今後数十年間のスパンでの主要先進国における人口の変化、高齢化、いびつな人口構造で、今後、生産年齢人口と、それに伴う経済成長の予測と原因の究明、また地方自治体がとるべく施策として単純労務的な雇用の場を確保するのではなく、企画的な職務を地方で確保することが必要との指摘がありました。

「激変する世界と日本外交」については、明石和康時事通信社解説委員から、安倍政権の今回の解散は、世界にどのようなメッセージを発信し、どのように受けとめられたのか。昨今の世界情勢、その背景を含め、解説されました。また、APECにおける日本の立場、イスラム国に対

するアメリカの苦悩、ロシアと中国のエネルギー戦略、アメリカ大統領選挙の予想等、幅広い内容の解説で充実した研修会であったことを御報告いたします。以上です。

続いて、議員からの報告を受けます。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の報告を細田元教議員から受けます。

9番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 9番、細田元教です。去る10月20日、湯梨浜町におきまして鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が開催されました。

そこで、ここで初めて、今まで後期高齢者連合長は、竹内鳥取前市長さんでありましたが、今回から新しく鳥取市長であります深澤義彦さんにかわられました。鳥取竹内前市長、前連合長同様、よろしく願いますという言葉がございました。

その中で、連合長より、国におきましては、医療保険制度改革が平成25年12月に公布された社会保障改革プログラム法案に基づき、平成27年通常国会への法案提出に向けて社会保障審議会医療保険部会で議論されているところだそうですというところから、主な論点は財政基盤の安定、負担に関する公平の確保、医療費の適正化、保険給付の対象となる医療範囲の適正などですが、その中には国保改革、国保保険者の都道府県への移行も含まれています。国保の広域化は、当広域連合の運営にも大きな影響があるものと考えており、今後も国の動向に注意していきたいという話がございました。

そこで、今回の広域連合では専決処分、また25年度の歳入歳出決算、26年度の補正予算等がございました。

25年度の一般会計の決算につきましては、歳入が4,525万8,000円、歳出が4,183万1,000円となり、342万7,000円の実質収支となりました。

特別会計では、歳入総額が778億2,030万、歳出総額が750億5,555万、差し引き総額27億6,000万の実質収支となっております。

補正予算につきましては、一般会計では200万円を減額し、4,559万8,000円とするものです。これは繰越金や派遣職員の給与等の負担が決まった関係でございます。

26年度特別会計の補正予算では、それぞれ22億3,798万円を増額し、813億6,176万円とするものです。主な内容は、25年度市町村負担金、国の負担金等を精算に、また追加返納金等によるものでございます。

この決算につきまして、監査委員さんから報告がございました。当広域連合医療費の総額は、これまで毎年20億から30億単位でふえていっていましたが、平成25年度は約15億円程度増

加にとどまりました。この傾向の鈍化は一応、喜ばしいことですが、とはいえ、増加自体がとまったというわけではなく、また高齢者1人当たりの給付額も伸長傾向になっており、各市町村においては引き続き、高齢者に対する積極的な保健事業の実施と高齢者自身の健康意思の向上施策の充実が大きな課題となっているという意見がございました。

ちなみに、医療費の状況でございますが、この後期高齢者医療制度が始まりました平成20年度では、給付総額が559億、1人当たりが67万1,000円、21年度が637億4,000万、1人当たり75万円、22年度が667億5,000円、1人当たり77万5,000円、23年度が688億9,000万、1人当たり78万6,000円、24年度が709億円、1人当たり79万9,000円、25年度が724億5,000万、1人当たり81万1,000円と、このように増加傾向になっていることを御紹介いたします。

もう一つ、気になることがございました。皆さん方も御存じのように、後期高齢者医療の保険料につきましては、国が決定した所得の少ない被保険者の軽減対策が行われております。均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員が80万円以下の人に対しては9割軽減、その他7割軽減世帯に対しては8.5割軽減、所得割額で年金収入が153万から211万の方については一律5割軽減が今、特例でなされております。これがマスコミ報道により、これを段階的になくすという報道がなされまして、この影響額というのは、影響されるという方は、鳥取県後期高齢者全体の6割の方がこれに該当するという大きな問題になります。

これに対して私が連合長に対し、各市町村の首長さんと連携され、これを段階的になくすと言われますが、この場合、人によっては3倍も保険料が上がるというような実態もございますので、これについてよく協議し、検討し、善処していただきたいことを申し述べました。このようなことを報告して私の広域連合の報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会の報告を米澤睦雄君から受けます。

3番、米澤睦雄君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（米澤 睦雄君） 3番、米澤でございます。私は、去る11月28日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会が開催されたことについて、御報告いたします。

この臨時会に提出されました議事日程は、南部町議会選出の青砥日出夫議員の辞任に伴う秦伊知郎議員の選出報告の承認と議席の指定、議長の選出でございました。南部町議会議長から報告のありました南部町議会選出議員の秦伊知郎議員を南部町・伯耆町清掃施設管理組合の議員とす

ることに全員一致で承認を得ました後に、議席が指定され、続きまして議長の選出を行いました。議長の選出は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選とし、副議長が指名することに異議はなく、副議長から秦伊知郎議員が指名されました。この案に異議はなく、全員一致により秦伊知郎議員が南部町・伯耆町清掃施設管理組合議長に当選されました。

以上、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をとります。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第6 議案第96号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第96号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第96号、南部町教育委員会委員の任命についてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、南部町中1092番地。氏名、井上憲司。生年月日、昭和22年、4月2日生まれ。任期は4年でございます。

この教育委員の任命につきましては、現在、お世話になっております毎川教育委員が任期満了をお迎えになるということにおきまして、井上さんに次、お世話になりたいということで提案させていただくものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長から説明を受けました。

提案に対しての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。

○議長（秦 伊知郎君） 反対ですか。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。異議ありで意見を述べます。（「反対討論」と呼ぶ者あり）反対討論。

○議長（秦 伊知郎君） 反対討論ですか。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。従来から私どもが提案しております準公選、それによって選出すべきであるということを申し上げまして、反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第96号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第96号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第97号 から 日程第24 議案第114号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第7、議案第97号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第24、議案第114号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第97号から日程第24、議案第114号までを一括して提案説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第97号から御説明いたします。議案第97号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

次のとおり南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために、条例の制定をするものでございます。

施行日は、法の委任を受けて基準を定めるものであるために、根拠規定の法の施行日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いてお願いします。

○副町長（陶山 清孝君） 続きまして、議案第98号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

次のとおり南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

この制定につきましても、子ども・子育て支援法の制定に伴うものでございまして、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

施行日は、法の委任を受けて基準を定めるものであり、規定の法の施行日としております。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第99号。

○副町長（陶山 清孝君） 続きまして、99号でございます。議案第99号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第100号。

○副町長（陶山 清孝君） 説明させていただきます。これは保育士の非常勤……。

○議長（秦 伊知郎君） 済みません。

○副町長（陶山 清孝君） 続けます。これは保育士等の非常勤職員について、安定した雇用形態により必要な人材を確保するために、継続雇用の年数及び月額報酬を改正するものでございます。

施行は、公布の日としておりまして、別表第1の改正規定は平成27年4月1日から施行することとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第100号。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第100号、南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正について。

次のとおり南部町あいのわ銀行設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは新たな地域課題に対応するため、家庭における生活支援サービスを拡充するために所要事項を改正するものでございます。

施行の日は、平成27年4月1日としております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第101号。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第101号、南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正について。

次のとおり南部町あいのわ銀行基金条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは議案第100号、あいのわ銀行設置条例の一部改正についてに伴い、関連項目を改正するものでございます。

施行は、平成27年4月1日とし、施行日以前において改正前の条例に基づき基金に属している現金等は、施行日において改正後の条例に基づき基金に属するものとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第102号、お願いいたします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第102号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

これは出産一時金により健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年11月19日に公布されたことにより、条例で定めております出産育児一時金の額39万円を40万4,000円とするものでございます。

施行は、平成27年1月1日とし、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については従前の例によることとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いてお願いいたします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第103号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

次のとおり南部町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

この改正は、児童福祉法の条項の改正により、条の繰り下げなどの整理を行う改正でございます。

施行の日は、公布の日としておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第104号、お願いいたします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第104号、南部町農産物加工施設条例の一部改正について。

次のとおり南部町農産物加工施設条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは地域農産物加工施設めぐみの里に設置されております洗濯機、乾燥機の利用料金について、片方利用の場合でも一括利用として料金をいただくこととしておりましたものを、それぞれ別料金として洗濯機は1回当たり780円、乾燥機は1回当たり550円とするものでございます。

施行は、平成27年1月1日としております。

なお、改正後の規定は、施行日以後の利用にかかる料金について適用することとしております。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第105号。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。青年の家。指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町能竹394番地2、南さいはく地域振興協議会、会長、遠藤賢二。指定の期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第106号、お願いします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称は、上長田会館。指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町能竹394番地2、南さいはく地域振興協議会、会長、遠藤賢二。指定の期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日までとしております。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第107号、お願いします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第107号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町総合福祉センター「いこい荘」。指

定管理者となる団体。鳥取県米子市米原8丁目11番49号、山陰管財・さんびる企業体、代表、株式会社山陰管財、代表取締役、田中富士夫。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第108号。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第108号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をいただくものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町営西伯カントリーパーク。指定管理者となる団体。鳥取県米子市米原8丁目11番49号、TKSSグループ、代表、株式会社TKSS、代表取締役、田中富士夫。指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までといたします。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第109号。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第109号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター。指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町能竹394番地2、南さいはく地域振興協議会、会長、遠藤賢二。指定の期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日までとしております。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第110号、お願いします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町民野球場、南部町民運動場。指定管理者となる団体。鳥取県米子市米原8丁目11番49号、山陰管財・さんびる企業体、代表、株式会社山陰管財、代表取締役、田中富士夫。指定の期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

○議長（秦 伊知郎君） 議案第111号。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第111号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町農産物直売所。指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町下中谷68番地、緑水湖ふれあい市運営委員会、会長、秦野俊美。指定の期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日までとしております。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第112号、お願いします。

○副町長（陶山 清孝君） 議案第112号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称。南部町地域物産販売施設特産センター野の花。指定管理者となる団体。鳥取県西伯郡南部町天萬558番地、南部・伯耆地域振興株式会社、代表取締役副社長、森安保。指定の期間。平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

○議長（秦 伊知郎君） 続きまして、議案第113号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）、お願いいたします。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

議案第113号

平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成26年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,854千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,239,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年12月 5日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

4 ページのほうをお開きください。まず、第2表、債務負担行為補正でございます。これは債務負担行為を追加するものでございますが、先ほど上程いたしました指定管理の関係で、27年度から29年度までそれぞれの施設を指定管理のためにお願いするものでして、債務負担行為を上げさせていただいたものでございます。

上長田会館指定管理料、それから青年の家指定管理料、南部町総合福祉センター「いこい荘」指定管理料、南部町地域物産販売施設特産センター野の花指定管理料、南部町営西伯カントリーパーク指定管理料、南部町民野球場、南部町民運動場指定管理料、南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター指定管理料でございます。期間は、平成27年度から平成29年度でございます。限度額は、それぞれそこに記載しているとおりでございます。

次に、地方債の補正でございます。5 ページになりますが、まず、追加といたしまして、起債の目的、防災行政無線整備事業、限度額480万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は3%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

総合福祉センターしあわせ空調整備事業2,180万円、農林水産業施設災害復旧事業430万円、公共土木施設災害復旧事業190万円で、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、第1番目のものと同様でございます。

2の変更でございますが、道路整備事業につきまして起債の限度額変更をお願いするものでございます。補正前を5,950万円としておりましたが、補正後といたしまして限度額を7,340万円に1,390万増額するようにお願いするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法等については、以前と変更ございません。

11ページのほうをお開きください。歳出のほうの御説明を申し上げます。主なものを御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。2款総務費、1項15目さくら基金費でございます。913万5,000円を増額いたしまして、3,195万4,000円とするものでございます。主にこれはがんばれふるさと寄付金事業でございますが、非常にたくさんの寄附をいただいておりますので、そのお礼の関係で報償費のほうを増額させてもらうものが主なものでございます。

その下の22目合併記念事業費でございます。1,892万7,000円を減額いたしまして、1,001万3,000円とするものでございます。主なものといたしまして、10周年記念音

楽祭を予定しておりましたが、これを取りやめましてかわりに合併10周年記念～子どもの音楽活動支援事業～というので135万円ほど計上させていただいております。その差額のほうを減額をさせてもらっております。

はぐっていただきまして13ページでございます。3款民生費の1項7目少子化対策費でございます。366万7,000円を増額いたしまして、1,141万5,000円とするものでございます。主なものといたしまして、三世代同居事業の関係で112万6,000円増額させていただいておりますが、これは当初、3年間に分けて補助金を分割して交付するようしておりましたが、これを一括で交付するようになったこと、あるいは件数の増によるものでございます。それから、子育ては親育ち！成長と学びのプログラム事業というのを新規にお願いしたいと思っております。これに係ります需用費、それから賃金等を組みさせていただいております。

それから、2項の2目児童措置費でございます。203万3,000円を増額いたしまして、2,530万6,000円とするものでございます。これは障がい児通所支援事業のほうで、利用見込みが多くなったために、この分で扶助費のほうを増額をお願いをするものでございます。

その下の5目ですが、保育園費61万4,000円でございますが、すみれ保育園の関係で2月末を完成予定にしております。それ以降の火災保険料、それから3月に準備の関係で電気等を使いますので、その分の需用費等を計上させていただいております。

14ページになりますが、5款1項1目農業委員会費でございます。144万9,000円を減額いたしまして、1,193万1,000円とするものでございます。これは臨時職員の賃金を予定しておりましたが、臨時職員の雇用を1名取りやめました関係で減額するものでございます。

5目の農業振興費でございますが、179万3,000円を増額いたしまして、1億1,846万2,000円とするものでございます。主なものといたしまして、鳥取梨生産振興事業のほうに新規事業者に対する研修モデル園をつくるということで106万5,000円、それから人・農地問題解決加速化支援事業というほうで、新しく生産法人を立ち上げるのほうに、その立ち上げの経費を補助するというので40万円を組ませていただいております。

7目の緑水園管理費でございます。145万1,000円を増額いたしまして、2,710万8,000円とするものでございます。主なものといたしまして、緑水園のほうに使います部屋のテーブルと椅子、それからバスの修理等、あるいはアンテナ撤去というのを組ませていただいております。

次、ページ、はぐっていただきまして15ページになります。5款1項10目地籍調査費でございます。195万円を減額いたしまして、9,241万4,000円とするものでございます。これも臨時職員の雇用を1名取りやめました関係で減額するものでございます。

次、16ページでございますが、7款2項2目道路新設改良費でございます。373万2,000円を増額いたしまして、1億3,795万5,000円とするものでございます。これは町道神田線の整備事業ということで、現在、大国橋のかけかえ工事が行われておりますが、それに伴いまして通学路の安全確保ということで、現在、土手のほうに臨時の通学路ができております。それを今後の安全確保も兼ねまして通学路として使いたいと思っております。そこを町道にするために、その用地費等を組ませていただいております。

それから、3目の道路維持費でございますが、596万1,000円を増額いたしまして、5,408万5,000円とするものでございます。これは工事請負費として組ませていただいておりますが、行政要望等で多く出ております修繕の中の分を今年度のうちに1また追加して行いたいと考えておりますので、その分を組ませていただいております。

8款1項1目非常備消防費でございます。641万7,000円を増額いたしまして、2,770万2,000円とするものでございます。主なものといたしましては、非常備消防費として火災出動の手当てが当初の分では足りませんので、その分の手当てをしたいということと、行政無線の管理費のところ、現在、行政無線デジタル化したわけでございますが、一部鶴田・上野地区の果樹園の中にありましたものを1回撤去して別のところにつけております。その後、これにつきまして従来どおり設置希望がございまして、そこに子局を1局増設する予定にしております。

はぐっていただきまして17ページでございます。8款消防費、1項3目災害対策費でございます。82万5,000円を増額いたしまして、736万6,000円とするものでございます。これは備品購入費としておりますが、現在、役場を含めて施設にテレビがございまして、来年2月をもちましてCATVのほうのテレビも見れなくなるということでございまして、避難所、あるいは役場のほうにありますテレビをデジタル化したいと考えてございまして、そのテレビの購入費でございます。

それから、18ページですが、10款1項2目農業用施設災害復旧費359万7,000円を増額いたしまして、360万1,000円とするものでございます。これは台風11号の関係で被害を受けました農業用施設につきまして、その復旧費用等を計上するものでございます。

3目の林業施設災害復旧費629万8,000円を増額いたしまして、950万1,000円

とするものでございます。これも同様に台風11号の被害で被災をしました林道上中谷線の道路を復旧するものでございます。

それから、10款2項2目河川災害復旧費でございますが、666万円を増額いたしまして、666万円とするものでございます。これは過年度河川災害ということで、今、工事をしておりますが、その泥の処分の関係が現在、ミトロキの処分場がもう廃止になりましたので、そのために処分地を遠くに持っていかないけんということでございまして、その関係の費用が上がったものでございます。

はぐっていただきまして20ページでございますが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。先ほど申しました起債のほうを上程いたしまして、普通債のほうは今回4,050万ふえまして7億340万に、それから災害復旧費のほうは620万ふえまして620万円、臨時財政対策債のほうは4,670万ふえまして、2億2,240万を当該年度中の起債見込み額とするものでございます。それに伴いまして右のほうの当該年度末現在高見込み額も変更しております。よろしく願いいたします。

7ページのほうにお戻りください。歳入でございます。中ほど14款1項1目民生費国庫負担金でございます。118万円を増額いたしまして、3億4,954万9,000円とするものでございます。これは先ほどありました障がい児通所給付費等国庫補助金でございまして、災害児童の関係の通所支援費の関係での国庫補助分を多くするものでございます。

2目の災害復旧費国庫負担金でございますが、444万2,000円を増額いたしまして、444万3,000円でございます。過年度河川災害復旧費に関係します部分の補助金の増額分でございます。

14款2項2目民生費国庫補助金でございます。309万8,000円を増額いたしまして、7,129万円とするものでございます。これは保育緊急確保事業費補助金306万円としておりますが、次のページにあります県支出金、中ほどありますが、県支出金の民生費県補助金のところに同様に保育緊急確保事業費補助金というのがございますが、今まで県のほうで全部組んでおったんですが、県と国を分けるということで国部分をこちらのほうに計上させていただいております。県の方は、その分を減額しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、8ページですが、県支出金の2項2目民生費県補助金でございます。42万3,000円を減額いたしまして、2億913万9,000円とするものでございます。先ほどの児童福祉費補助金のところが先ほどのもの、それから社会福祉費補助金のほうで地域少子化対策強化

事業交付金のほう、これは子育ては親育ち！の関係の補助金をここでいただくことになっておりますので、ここに計上してるところでございます。

はぐっていただきまして9ページでございます。15款県支出金、2項9目でございます。災害復旧費補助金でございます。農地災害復旧事業費補助金、それから農業用施設災害復旧事業費補助金、林道災害復旧事業費補助金のものでございます。731万を増額いたしまして、891万3,000円とするものでございます。

中ほど18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、1,038万7,000円を減額いたしまして、8,961万3,000円とするものでございます。これは財政調整基金のほうの繰入金を歳入歳出の関係で減額させていただいておるところでございます。

それから、4目の緑水園管理運営基金繰入金でございますが、116万6,000円を増額いたしまして、594万1,000円とするものでございます。緑水園の関係で使いました事業の関係で、基金のほうから所要の経費を繰り入れさせていただくものでございます。

諸収入といたしまして、20款諸収入、5項5目雑入でございます。1,994万6,000円を減額いたしまして、9,757万円とするものでございます。主に合併10周年記念音楽祭の入場料の関係を2,000万を減額させてもらってるものでございます。

21款町債、1項2目民生債でございます。2,180万円を増額いたしまして、5億400万円とするものでございます。総合福祉センターしあわせの空調設備を更新しましたので、その関係での起債を充てるものでございます。

5目の土木債1,390万円を増額いたしまして、8,870万円とするものでございます。これは道路事業債ということで合併特例債のほうを充てるところでございます。

それから、6目消防債でございますが、480万円を増額いたしまして、1,310万円とするものでございます。防災行政無線の子局を設置する関係での起債でございます。

次、8目の災害復旧事業債でございますが、620万円を増額して、620万円とするものでございます。これは農業用の施設災害復旧費、それから林道の関係の災害復旧費等を起債のほうを充てるところを計上しておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上、終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、議案第114号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を受けます。

山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。お諮りいたします。

議案第 1 1 4 号

平成 2 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 6 年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0, 5 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 2 9, 0 5 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 2 月 5 日

南 部 町 長 坂 本 昭 文

平成 2 6 年 1 2 月 日

決 南 部 町 議 会 議 長 秦 伊 知 郎

では、4 ページをお開きください。説明書の事項別明細のほうですけれども、歳入歳出総額でございますが、補正前の額 1 4 億 4, 8 5 1 万 7, 0 0 0 円に 8, 0 5 3 万 3, 0 0 0 円を増額し、1 5 億 2, 9 0 5 万円とするものでございます。

7 ページをごらんください。歳出のほうから説明をさせていただきたいと思います。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費でございます。4 3 万 7, 0 0 0 円を増額し、8 3 0 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。これは事務費のほうでシステム改修の新規事業がございまして、そちらの補正費用となっております。

続いて、第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費、3 目一般被保険者療養費、4 目退職被保険者等療養費合わせまして 3 4 万 5, 0 0 0 円を増額し、9 億 2 8 9 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。こちらのほうは実績が上がってまして予算が不足することがはかられましたので、増額するものでございます。

続いて、第 2 款保険給付費、第 2 項高額療養費、第 2 目退職被保険者等高額療養費 3 9 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、1 億 2, 3 7 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。こちら必要額が上がったために補正させていただきたいと思います。

続きまして、第 3 款後期高齢者支援金等、第 1 項後期高齢者支援金等、第 1 目後期高齢者支援金 5 万 7, 0 0 0 円を増額し、1 5 万 2, 8 8 1 円とするものでございます。こちら実績の増

額が見込まれるものでございます。（発言する者あり）失礼いたしました。総額を1億5,288万1,000円とするものでございます。

続きまして、第7款保健事業費、第2項保健事業費、第2目健康施設管理費29万4,000円を減額し、2,084万6,000円とするものでございます。健康管理センターの管理費を減額するものでございます。

続きまして、8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、3目償還金4,414万8,000円を増額し、4,510万4,000円とするものでございます。これは25年度の給付実績によりまして償還金が生じたものでございます。（発言する者あり）失礼しました。訂正させていただきます。第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目の償還金でございます。4,414万8,000円を増額し、4,414万9,000円といたします。合計額のほうですが、4,414万8,000円増額になりまして、4,510万4,000円となるものでございます。

続きまして、8款諸支出金、第2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金でございます。3,999万9,000円を増額し、4,000万円とするものでございます。こちらは西伯病院の電子カルテシステム更新に対する補助金の総額になります。

続きまして、第9款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金9,000円の増額で、11万円とさせていただきたいと思っております。

続きまして、予備費でございます。10款の予備費、第1項予備費、第1目予備費でございます。こちらの調整額といたしまして811万7,000円を減額し、1,896万9,000円とさせていただきたいと思っております。

歳入のほうですが、5ページにお戻りください。先ほどの歳出の補正に伴いまして歳出もあわせて行わせていただくものですが……（「歳入」と呼ぶ者あり）歳入も行わせていただきます。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税2,972万3,000円を減額し、2億405万1,000円とするものでございます。

第2目退職被保険者等国民健康保険税909万2,000円を減額し、2,210万6,000円とするものでございます。こちらが国民健康保険税の減収の見込みによるものでございます。

続きまして、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整補助金4,869万4,000円を増額し、1億3,066万1,000円とするものでございます。主なものといたしまして、西伯病院の電子カルテの更新費といたしまして4,000万入ってくるものでございます。

4 款療養給付費等交付金、第 1 項療養給付費等交付金、第 1 目療養給付費等交付金 1, 177 万 2, 000 円を増額し、1 億 2, 032 万 6, 000 円とするものでございます。

続いて、第 5 款前期高齢者交付金、第 1 項前期高齢者交付金、第 1 目前期高齢者交付金 13 万 1, 000 円を減額し、4 億 7, 776 万 1, 000 円とするものでございます。

7 款共同事業交付金、第 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金 1, 025 万 5, 000 円を増額し、1 億 2, 730 万 1, 000 円とするものでございます。これらは全て歳出のほうの増額に伴って歳入のほうも増額になるものでございます。

8 款の財産収入でございますけれども、第 1 項財産運用収入、第 1 目利子及び配当金、こちらは国民健康保険……。失礼しました。3 万 7, 000 円を増額し、3 万 8, 000 円とするものでございます。こちらが国民健康保険基金積立金を解約いたしますので、そちらの利子でございます。

10 款繰入金、第 1 項繰入金、2、基金繰入金 4, 638 万 9, 000 円を増額し、4, 639 万円といたします。合計額、4, 638 万 9, 000 円の増額で、1 億 1, 569 万 2, 000 円となります。こちらが国民健康保険基金を繰り入れるものでございます。

11 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金 233 万 2, 000 円を増額し、333 万 2, 000 円とするものでございます。

以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は 14 時 40 分からよろしくお願い申し上げます。

午後 2 時 21 分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開をいたします。

質疑を受ける前に、町民生活課長から発言の訂正を求めたいという申し出がありましたので、許可します。

町民生活課長。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど国民健康保険事業特別会計の補正予算で説明をさせていただきました歳入のところですが、国保税の減額につきまして税の減収と説明させていただいたのですけれども、正しくは税率の決定に伴い調整するものでございますので、そのように訂正させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第97号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質問ございますか。

4番、板井隆君。（「総括的に」と呼ぶ者あり）

○議員（4番 板井 隆君） はい、わかりました。済みません、4番、板井隆です。このことについて、ちょっと二、三聞いてみたいことがあります。

この条例の制定は、保育園型認定こども園が平成27年度より現在新築中であり、すみれ保育園に適用するわけなんですけれど、特に今、保育園に通っている子供さん方、また、これから保育園に入ろうとしてる子育て奮闘中の町民の皆さんにも、やはりちょっとわかっていただいたり知っていただければということで質問させていただければと思います。

従来の今までの保育園、あと3園は保育園ということで運営していくわけなんですけど、まず保育料なんですけれど、この認定こども園と、それから保育園施設、それぞれ保育料が違いが出てくるのか、その点について教えていただきたいことと、この新しく認定こども園、すみれ保育園がなるわけなんですけれど、この認定こども園のメリットというところをもう一度、今まで私もいろいろと説明を受けてるんですが、聞かせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。先ほど質問のございました保育料の件でございます。保育料はまず、3歳から5歳の子供さんで教育を希望する場合の1号認定というもの、それから3歳から5歳の子供さんで保護者の方の就労などで保育が必要となる場合、そういった方の2号認定、それからさらにゼロ歳から2歳の子供さんで保護者の方の就労等で保育を必要とする場合、3号認定と言いますが、この3種類の認定をまずさせていただきます、それぞれの条件に合わせました一律の基準を定めさせていただきます、それに合わせた保育料をいただくこととなります。ですので、保育園が違ってても基準は同じ基準でそれぞれに計算させていただいての保育料を納めていただくこととなります。

それから、認定こども園となることでのメリットということでございますが、先ほど説明させていただいた中に1号認定というのがございます。この1号認定といいますのが、今まで保育に欠ける保育の必要な方でしか保育園には入っていただけなかったんですけども、今度認定こども園になることで、3歳以上の方の保育が必要としない方でも入っていただけるようになりました。例えばこれから小学校に通われるということで、近所のお友達と一緒に通うということも可能になるということのメリットがあると思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。ありがとうございます。認定こども園になったといっても今までの保育園と大きく変わらない、それに加えて今まで保育園に通えなかった子供さんたちも、またこっちのほうに通うことができると、近い友達同士でも一緒に手をつないで通うことができるということでよかったかどうかということをもう一度聞いておきたいことと、あわせてですけど、今まで子ども・子育て支援の中で保育園料の軽減ということで町のほうで2,000万ぐらいでしたか、予算を組んで軽減策を打ってきておられるんですけど、これは今年度は動いてるわけなんですけど、新年度以降も変わらず続けていくというような考え方でよろしいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。今、いろいろな保育料の軽減などを行っておりますが、今、考えているところでは、保育の水準というものはなるべく変えないよというところの料金を設定することになろうと思います。ただし、お一人お一人の保育料を定めるに当たりまして、今は所得に応じた線引きをさせていただいてるんですけども、新しい制度になりますと、住民税に応じた料金というものが決まることになっておりますので、そのあたりですとお一人お一人に計算しますと高くなったという方もあろうかと思ったり、いや、下がったという方もあろうかと思ったり。ですが、今、押しなべて今の保育料をいただいている総額よりは、多少下がるような設定になろうかなというふうに考えておりますが、まだ詳しいところが決まっていなくてございまして、はっきりとお答えすることはできかねますので御了承ください。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっとお聞きします。

国が新制度になったんで、それに伴っての条例と、それから基準ですか、制定されるということとはわかりますが、ここで午前中の全協でいただいた資料、1ページなんですけど、4のところ

条例等の制定にかかわる基本的な考え方で、中段のほうから2行目からの終わりからですか、従来の本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情は特例はないことから、原則として国の基準をもって本町の基準とすることとし、従うべき基準、参酌すべき基準のいずれも国の基準どおりとしておりますということで、そこで聞くんですけども、ということは、ほとんど変わらないと。ただ、認定こども園が今度町でもやるので、そのことだと思うんですけども、ほかに大まかにくくって言えばどこが違うのかなかなか理解できないということで、どういうことが若干変わるのかということ简单でいいですから一くくり言ってほしいのと、それから2つ目に、裏のところで説明が関連してあったんですけども、保育としての認定、それから第三者の評価を受けるということで、それがどういう方かと思ったらということで若干あったんですけども、学識経験者だとかそういうようなことで、どれぐらいで構成されるのかももう大体基準つくっておられると思うんですが、それで、どういうことを調べるのかということ简单でいいですので答弁お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。

健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。このたび御提案させていただいております条例、まことに条文を読んでいただいてもわかりにくいと思っております。

まず、この条例制定するに当たりまして、大きく変わってきたことを何点か説明しなさいという御質問でございます。まず、この新制度につきましては、今の国が子育て支援を目に見える形にしたい、それから待機児童を減少させたいということで新たにこういう制度を設けました。まず、目に見える形にということになり、国の支援、それを給付制度というものを新たにつくりました。それは児童手当のように保護者の方に見える形、結局、国が支援している形が見える形にする。直接その保護者の方にお金は入ってきませんが、法定代理事業というちょっと難しい言葉がついておりますけど、保育園のほうに保護者にかわってその給付費というのを受け取る。その給付費といいますのが従来の保育園を運営するための補助金、今現在は地方交付税の中に入っておりますけど、そういうものをそれぞれの保護者に分配する。ですけど、それは実際には先ほど申し上げましたように、保護者の懐には入らずに保育園のほうに運営費という形で入っていくという、そういうものがございます。

それからあと、これは次の条例にかかわることなんですけど、いわゆる待機児童を減らすために新たに特定地域型保育事業というものを行うということで……。どこやったかいな……。小規模保育事業ですとか、家庭的保育事業ですとか、事業所内保育事業、それから居宅型訪問介護事

業ということで、新たに基準を今度は町のほうで認可しなさいというようなことが出てまいりました。先ほどの提案させていただいたこの条例につきましては、町のほうが先ほど申し上げた給付費というものを、実際にそれを給付できる施設かどうかという基準をまずつくって、それを確認しなさいというそのための条例でございます。

それからあと、2点目が第三者評価ということで、新たに第三者の方に保育園の運営等につきましての評価をいただくということ。こちらのほうが午前中の全協では学識経験者ですと、とにかく外部の方に評価をいただくということになるのではなかろうかというふうにお話をさせていただきました。現時点ではまだ構成をどういう形にしていくのかとか、何人ぐらいでとか、そういうところまではまだ詰めておりません。今後、それは新たに考えていくべきことというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 質問に先立って、ちょっと質問します。

待機児童の件なんですけど、全協ではたしか待機児童はないというふうに答えられたと思いますが、現在はあるというふうに答えられました。その辺はどうなんですか。（「あったかいな」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「1名」と呼ぶ者あり）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。今現在で待機児童が1名あるということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度お聞きします。評価についてはわかりました。まだ霧の中と言っちゃ失礼ですけど、これからつくられるということでわかりました。

1つ、国としては新制度で目に見えるというか、国のほうはこっだけ子供に肩入れしてるんだよということを見せようということだと思んですけども、そこで聞くんですが、園のほうへはお金が入って、園を関係している方で、保護者にもこれ知らせるわけですか。子供についてはこっだけ国が出してますよということを知らせるわけですか。そこら辺のことを再度お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。（「ちょっと済みません、休憩、お願いします」と呼ぶ者あり）若干休憩をとります。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

課長のほう、答弁よろしくお願ひします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。先ほどの御質問ですが、手元に資料がございませんで、改めて委員会のほうで御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ございますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 総括質疑ですので、町長にお答えいただきたいと思ひます。

今回の条例は、先ほど全協でもあったように、国の子育て新支援制度実施に伴って市町村で条例つくらないといけなくなってくるという内容でした。御存じのように、この動きについては子ども新システム、民主党政権時代から何らかの形でいわゆる保育改革ですよね、子育ての改革を行ってきたんですけれども、この何年間か論議する中で、この今回の支援新制度の問題というのは、一番の問題点はやっぱり保育がサービス市場に出るということで、市町村がどこまで自分たちの市町村の条例で歯どめをかけられるかというところが市町村の責任として問われてくると思ひますよ。いろいろ、市場化といって南部町がよそから来るかって、ちょっと地理的に考えにくいのでそれは置いといて、今、町村が今回つくるに当たって例えば確認とか基準を設けたりすることについて言う中でいえば、私はこの新制度でもたらされているマイナスのところをいかにカバーしていくかということが町に問われていると思ひますよ、町長。1つに言えば、この新制度になれば保育に格差がもたらされるのではないかという点について、どのように協議なさったのか、この条例つくるに当たってですね。

それともう一つは、2つ目には、保育士の非正規化が進むのではないか、この2つですよね。これはもう実際条例で出てきているんですよ。保育に格差が生じてくるという内容では、保育所に預ける子供、それから町では考えられないか知らん、家庭的保育で保育士の資格ない人でも対象にしますよということを言い出してきましたからね。そこで、どうしたら格差が発生しないようにするのかという点での歯どめが要るのではないかと思ひますよ。

その点と、保育士がいなくても地域型保育のB、Cはできてくるんですよね。それについては、例えば京都市なんかではその歯どめを水準を上げて、保育士でなければいけないというふうに規定するとかということをして市町村で努力ができると思ひますよ。全協で、基本的には今までの水準を下回らない内容ですというのであれば、現行を維持するのであれば、現行水準を維持するということであれば、建物の基準も含めて地域型保育のB、C型というのは言ってみたら保育士じ

ゃない方が保育するというんですから、水準低下になるわけですよ。その辺をどう審議なさったのかというところを、町長、町としての考え方をお聞きしたいというのが1つ。

それと2つ目には、このような大事な町村の基準等を定める条例をつくるに当たって、子ども・子育て会議でもいろいろと協議してきたと思うんですが、ここに書いてある従来の実情に国と町の基本的に内容を定める特別な事情や特性はないとおっしゃるんですけども、例えば保護者の声から、どのようなニーズに応じていかなきゃならないというところで盛り込もうというような内容はなかったのか、職員の定数問題ですね。その辺についてはどのようにお考えしているのかということ、例えば今回の運営規定で示している第20条では、施設の運営については重要事項に関する規定で定められているんですよ。ここには第3に、(3)職員の職種、員数及び職務の内容と書いてあります。私どもとすれば、水準は維持するんだよと、こう言うんだけど、ここをどういうふう、運営基準案等も条例と一緒に出していただかなければ、中身については確認することができないんですよ。その点についてどこまで協議なさっていて、委員会等に基準等について出されるかという点についてもお伺いしたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、畠稔明君。（「ちょっと待ってください、そうしたら、もし町長がお答えになられなかったら、総括質疑なんですよ。同じことを委員会でやれますから、結構です、課長は。町長に全体的な問題のところをお聞きしておいて、それを受けて委員会で質疑しますから。総括はそのためにあるんでしょう。委員会のことを繰り返したら意味がないですよ」と呼ぶ者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） まず、課長に答弁をさせたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） まず、運営基準についてはどういうふうな討議をしたのかという御質問でございますが、こちらのほうはまだ並行といいますか、現在まだ検討中でございます。運営基準ですね。

それからあと、保育の格差ということがございましたが、この新制度において、じゃあ、従来の保育とこの新しい制度での保育に本当に格差が生まれてくるのかということは、まず、その格差というものは、私はないというふうに考えております。

それからあと、非常勤さんの待遇的な格差、これがますます広がるとおっしゃったのかな。（「非正規化が進むのではないかという質問です」と呼ぶ者あり）非正規化ね。これはどげいっ

て言うだ、私が答えないけんかいな。非正規化な。（発言する者あり）非正規化が進むか。

議長、休憩をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩します。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 0 3 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。今、担当課長のほうからお答えをしたことだろうと思っておりますけれども、今回の条例については全協で御説明しました9ページ、新しい子ども・子育て支援制度に伴って認可をする権限を南部町が持つ、それから確認をしなければいけないというようなことが中心の条例改正でございます。したがって、この条例改正において従来の保育を著しく後退させるんだとか、あるいは利用者が不利な扱いを受けるんだとかというようなことを考えているわけではありません。したがって、先ほど運営基準などについてはまだ決めていないということを言っておりますけれども、認可をする根拠の条例、確認をする根拠の条例を今回お世話になっておるといってございまして。

それから、保育の格差だとか保育士の資格だとか、歯どめが必要ではないかということですが、そういうことについては今後また検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけちょっとお聞きしたいと思います。

この中で、特定地域型保育事業の件ですが、1つ、今回こういうことで条例がきちっと制定されて、特定教育、また保育施設、特定地域型保育事業等が南部町でもニーズによってはできるというようにこういう法的な整備、条例できちっとされるといいます、されるようになります。あと、これ運用の問題ですが、今、国のほうは、都会だと思えます。待機児童をなくすためにいろんな施策でこのようにしております。これを1つ南部町に当てはめれば、待機児童は余らないということで、今回1人おられるということですが、これを今後の施策に絡めて地域包括的、また地域創生についてらを絡めれば、今、東西町が行っております。そういうような西町の郷、ああいうらと絡めてこういう特定地域型保育事業が南部町でもやれるというように解釈、私はしたいと思っておりますけれども、これはどのように、なれるのかなれないのか、その点1つお願いしたいと

思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。

健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。特定地域型の保育事業、いわゆる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型の保育ですとか、事業所内保育ですとか、そういうものがこの条例によりまして、結局町が認可して行えるようになるということでございます。ただし、計画値というものがあるそうできて、南部町でどういうふうな保育が必要か、例えば保育園が本当に4つでいいのか、認定こども園は今、新しく1つできます。そのほかにまだ保育に必要な事業所が、なりが必要なのかということ町のほうが計画値というものを決めて、それに沿って事業者をこうやりたいですという方について認可をしていくと、そういう流れになります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 大体わかりました。一番地域のニーズを掘り起こすためにも、介護保険制度を利用じゃないけどそういうことを考えれば、例えば法勝寺に今、1つ大きな今度建ちますね。天津につくし、すみれ、どっちだったかな、1つあります。旧会見も2つあります。そこを中心としたならばすごく離れたところに、例えば利用者さんがおると。ここに、私たちの振興区とそういう小ちゃなとこにそういう小規模のがあれば、もっと私やち楽になっていうようなことも起きる可能性もありますね。そのためのきちとした条例制定だと私は解釈しておりますが、1つの町の施策にも絡んでまいります、これについての御意見をまず課長から聞いて町長に伺いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。

健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。先ほど保育の必要量といいますか、施設の必要量といいますか、その話をさせていただきました、いわゆる計画値、それを作成しての取り組みということになりますので、これが早速に、じゃあ、27年度からでもスタートするのかというと、そうではございません。ということで、地域のそういうニーズが高まれば当然その計画値というものも考え直して対応していくという格好になると思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、答弁ありますか。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。細田議員の御質問の一番ポイントは、いわゆる地域包括ケアシステムというような中で、子供も対象にした包括ケアシステムをつくるためには、こういう家庭的保育事業などが適用できるのではないかと御提案だと思いますけれども、さっき言ったように町の保育をどのようにするのかという大きないわゆる計画があって、そういう中でそういう問題もさばいていくようになるのではないかと、このように思っております。

ただ、南部町の場合は、あんまりそこまではならんのではないかと、こういう感じです。いわゆる保育園が4園ございますし、いわゆる子供は子供同士での育ちを応援するということのほうがどうも理にかなっておるようでして、ただ、包括ケアシステムというような観点からいえば、理論的には不可能ではないだろうと思います。今後の運営について、またいろいろ考えて御相談もしながら進めていきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第98号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質問ありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 1点お願いいたします。

条例、ページ数でいいますと32ページ、第3条です。先ほどの前の条例でも出てきた問題なんですけれども、ここでは最低基準が定めてありまして、適切な訓練を受けた職員というのがこういう形でうたってあるんですけれども、一方、全協でいただいた資料で、従うべき基準ということで、職員の資格、員数が国の基準が示されているようなんですけれども、この国の基準というのは、どこまでどういう内容なのかということの確認と、先ほど町長から今現在、町立の保育園で今現在行っている保育の基準を落とさないという答弁を、この家庭的保育の事業にどのように引き継いでいって、町長はこの保育者の基準を考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。この32ページの第3条、最低基準の目的というふうに書いてございます。これはこの条例自体がいわゆる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ということで、こういうふうにもまず、最低基準というものを設けなさいということを示していると解釈しております。この最低基準につきましては、今度はまた細部にわたっては規則等でまた定めていくというふうに、格好になっていくと思っております。

それから、国の基準ということで、例えば小規模保育事業ですと定員が6人以上19人以下、家庭的保育事業ですと定員が5人以下ということで、これは実際に今現在、南部町では全然実施されていない事業でございますが、今後を見越しても先ほど町長が申し上げましたように、なかなか家庭的保育事業まで本当にあらわれてくるのかということも実際にあるかと思いますが、まず最低基準というものを設けておこうということの条例ということで御理解を願いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑ありますか。（「ちょっと町長」と呼ぶ者あり）挙手をして言ってください。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど課長が答弁したとおりでございます。これはそういう基準を設けて、さっきも申し上げましたように町が認可をしなければいけない、そのための条例であります、そのための条例。それを今、どのような運営方針でやるのかということと言われても、ちょっとまだ相談はできていないということであります。きょうの全協の資料にもありましたように、3ページですね、真ん中どこかに条例を定める際の従うべき基準とか参酌すべき基準は下記のとおりとなっておりますということで、職員の資格だ、員数だとかいろいろ書いてありますけれども、そういう従うべき基準があるわけですから、これを基準として定めたいということでございますので、これから起こる、今までないわけですから、これからあることについて認可をする根拠条例をつくるというのが今回の趣旨であります。

それから、さっきも言ったように待機児童が1名しかないということですから、こういうことにはちょっと当分ならんのではないかと思って見通しております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） だめ、いいの。（「いい」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 3回目ですか。（「植田さん」「いいよ」「植田議員、いいの、植田議員、いいの」「はい」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この今回の条例、議案第98号が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。これは先ほど出てきた特定地域型保育事業等を指しているわけですね。そうですね。違いますか。ここの9ページの図における小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業は、町で認可基準を定めるということにな

っているんですよ。それで出てきた内容ですね。そこでお聞きします。

先ほど言ったように植田議員の質問に対して、運営基準を示しているものだけで今からするので、国の基準を示しただけだと、こうおっしゃるんですけども、その国の基準のことを言っているんですよ。国の基準をそのまま認めなさいと言ってるわけじゃないんですよ。国はしました言うけれども、南部町で条例化しなさいよと、こう言っているんですよ。

そこで問題になってくるのが先ほど言った2つの点ですよ。もしかしたら今回の大きな制度を変えることによって保育に格差が生まれるのではないかと。非正規化が進むのではないかとというのは、特にこの市町村が条例で定める地域型保育について言っているわけですよ、主に。なぜかという、小規模保育のA型はともかくB型、C型は保育士でなくてもいいと書いてあるんですよ。国はそう示したけども、町は十分協議なさって水準を保つためにどうしてるのかと思って見たら、国と同じこと書いてあるから聞くんですよ。こういうのは水準を低下しましたよと言っているんです。そういう内容ですよ。

それともう一つは、町長、ここに国の基準示したんだと言うんですけども、例えばどんどこで保育したらいいよというのを、例えば3階だと4階だとかうだと書いてある、全く都会型ですね。南部町で先ほどおっしゃったように4階の上に子供を保育するようなこと、ちょっと考えられないわけですよ。そういうことを考えたらせかく子ども・子育て会議で住民のニーズ調査したりとか、住民の声聞きながらやっているんだから、そこでもう少し地域に合った条例ができたのではないかと私は思うんですよ。少なくとも小規模保育のB型、C型について言えば、幾ら小さいといえども現行水準維持するということであれば、保育士を置かなくてはならないと書かないといけないんじゃないですか。格差が発生しないようにという点でいえば、保育の内容等についていろいろなところへ違うことがじゃなくて、最低専門家が見る保育の実施については責任持たないといけないという条項がなければいけないんじゃないでしょうか。例えば家庭の事情や、今度から金額が出た場合には、保育所に預けるとときと家庭的保育では金額違う可能性がありますよ。家庭的保育、安くなる可能性があるんです。金額の都合で安いところに預けざるを得ない子供についていえば、同等の保育が保障できるかといったらそうではない。そういうところに門戸を開こうとしているのではないのでしょうか。とすれば、今回の特に98号の家庭的保育事業の設置等を決めることについていえば、現行水準を維持するということであれば、少なくとも町長が現時点で考えられないと言ったのは私も納得するんです。大きなすみれ保育園、認定こども園つくったし、子供が少子化になるについては、町がどこで保育するかということをはぼ出してると思っておりますからね。でも、少なくとも条例上、書かなくてはならないということであれば、現行水準を

維持するとなれば、B型、C型については保育士を設置する。これ、必要ではないでしょうか。そういう点について、町は格差がやっば発生するし、非正規化が出てくるということについての歯どめをかけるという点では、この条例は不十分ではないかという点について、町長、どのようにお答えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。先ほどの地域型保育の事業の関係のいわゆる認可基準ということで、小規模保育のB型ですとかC型になってきますと、結局B型のほうは職員の資格が、結局2分の1以上が保育士というようなことが書いてございます。それからC型については、家庭的保育者ということで、これは必ずしもいわゆるベビーシッター的な感じになるのでしょうか。必ずしも保育士という資格は要らないというようなことを国は言っております。町のほうは先ほど申し上げましたが、まず、地域型保育事業というものを実際に町でニーズがあるのかということを考えて、これはどうもまだそういうニーズはないのではないかということで、とりあえず国が示す最低基準というものを設け、あくまでこれは最低基準ですので、いざ認可ということになった場合には、またこれはいろいろと考えさせていただくことになるのではないかというふうに思っております。ですから、とりあえずその最低基準というものを認可のための、つくっておこうという考えでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、課長とは委員会でちょっと審議したいと思います。町長、今の話を聞いたら、地域型保育については南部町でニーズが少ないのではないかと、これは私も一致する点なんですね。もしそうであれば、現行水準を維持するというのであれば、最低基準を書いたというのではなくて、現行水準を維持するための内容を書いておかななくてはならないのではないかと、条例化する以上、この半数が正規の保育士、あとは町で研修を受けたと書いてありましたか、書いてありますね。町で研修を受けたそれなりの資格を持った人でいいという、この資格も明確にしないと後で決めますからということにならないんですね。これは言ってみたら水準低下になりますから、そこまで示さなくてはならないのではないかと思うんですよ。ということになれば、準備もしてないでしょうから、少なくともこの何号ですか、この条例については、この地域型保育のところは国の基準を示すと言うけれども、その基準は現行よりも水準低下だという認識はあるというふうに理解しとっていいですか、町長。そうなりますよね。現行水準を下回った内容を書かざるを得ないというふうに認識あるかという点ですけど、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このいわゆる家庭的保育事業というのは、南部町には従来なかったものでありまして、これを新たに起業されるといいますか、思いつかれる方があったときの認可の基準をつくと、その根拠条例でございます。どうもやらせたくないような感じなんですけれども、24条に、家庭的保育者は町長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、云々かんぬん書いてあります。町長が行う研修の中に、括弧書きで町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含むと書いてあります。したがって、一定の保育をするに足る資格を有するというぐあいに私は理解しております。

それから、いわゆる今ある保育の水準を下げたくないというのは私の考え方であります。今ある保育の水準を下げたくないというのは、何度も言うておりますように私の考え方なんですけれども、こういう新たな家庭的保育事業などについては、今までやってませんから水準がないわけです。それを今やっている保育の水準に全部合わせるというようなことは、きっと無理だと思います。それはまず、比べる基準が違う。120人の定員で保育所の運営をやっている、そして、一定な職員をそろえて計画的に保育を行っている、いわゆる保育水準というのがあると思います。そういう水準と定員5人以下で家庭的保育事業を行っているものと、必ず一緒にせんといけんとは思っておりません。いわゆる保育の質というかな、なかなか120人も定員のところで対応できないような子供さんがあったりしたときに、家庭的にお預かりして二、三人、家庭的保育事業で対応したいというような特殊な例があったときに、やむを得ん事情があるならば、それはそれで認めていかなければいけないけれども、最低の基準としてこういう掲げてあるような町長が行う研修を修了した保育士さんだとか、または保育士と同等以上の知識や経験を有すると町長が認めるということが書いてあるわけですから、そういう人をきちんと配置してやっていこうというぐらいの話で、なかなか今ここで基準を一つ一つ聞かれても、なかなかぴんとこないわけがあります。最低のことはここに書いてありますので、これ以上のことをやっていこうということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。3回目です。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私は、条例制定するには少し無責任な姿勢ではないかと思うんですよ。先ほどおっしゃったように、あるわけないだろうと言いながら、条例制定したら認可するかどうか判断しないといけない。確認することをしないといけないんですよ。ここに少なくとも最低基準で不十分かもしれないと思ってるかもしれませんが、つくった以上は不十分であっても、それに合致しとったら認可しないといけなくなるんですよ。そういう市町村の責任が生じ

てくるから聞いているんですよ。であるならば、先ほど言ったみたいに家庭的保育事業もやったらいんじゃないかとおっしゃってますけれども、町長が認めたという条例ですということは、町長がお認めになったそれなりの研修を受けた人がするとしますよ。万が一にも子供を預かっていて事故等が起こったときの責任はどこにあるんですか。誰が持つことになるんですか。なぜかという、町の条例で決めてやっているからですよ。だから、おっしゃるように今までやったことないところに門戸を広げさせて、市町村がこれまでの公的保育であったのを、それも含めて公的保育とみなしてやろうとしているところに問題が生じてきているから聞いているんですよ。責任が持てないのであれば、安易に条例化することなく、このことについてはまだ検討中だということでも保留することもできるじゃないですか。このままだと申しわけないが、見た感じは狭いところに家庭的保育をやりたいということで資格のない人が研修受けてきた。町長は保育士以上と言いますが、保育士にしようと思ったら投資してそれなりの資格取ってきているわけです。専門性ですよ。それ以上のものが町長認める者であるのか。そういうのを検討しないといけなく思いうんですよ。そういうことを言って門戸を広げて、一応つくっていただけてつくっていただわと言っても、どこかが手挙げてやりたいと言ったら認可しないといけなくなるんですよ。その責任を感じておられるのかということと、それで言うのであれば、現在、そこで起こった事故等についての責任はどこにあるのか。このことをちょっと町長に聞いておきます、あとは委員会で聞きますけん。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういうことがあったときには、この条例に基づいて認可をするとかなんとかということになるというように思います。

それから、責任が発生、どこが持つのかということですが、これは当然、第一義的には家庭的保育事業者が持つべきだということに思っております。一定の何というかな、これを最低基準にして認可をしていくわけですから、その認可に当たってはこれ以上の設備基準だとか、人的配置だとか、そういうことを指導していくようになるのではないかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山です。今の真壁議員の質問にもちょっと関連があると思うんですが、例えば保育を希望される方で、小規模だとか家庭的のところを頭から希望される方でしたら、それで納得をしていかれるので、水準云々ということは利用者側から出ないと思う

んですけども、やっぱり例えば新しくと言ったらいけんですけども、すみれ保育園に行きたかったとか、つくし保育園に行きたかったのに、定員がオーバーして待機の状態になって、仕方なしに家庭的な保育園に行かざるを得なかったといったようなことが出ると、やっぱり先ほど真壁議員、言われたような、望んでた水準と違うじゃないかということも起こり得るんだろうなというふうに思います。

それで伺うんですけども、町の保育園ないしは認定こども園の定員の計画というのは、十分に4園ないしは園数は将来的にどう動くかわからないですけれども、町内の希望する子供たちが十分に通えるだけのものを維持していられる予定かどうか、そのところを伺いたいというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。（「これはちょっと課長ではだめだ」と呼ぶ者あり）

町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。現在の入所定員をお知らせいたしますが、さくら保育園で90人、ひまわり保育園で60人、すみれ保育園で120人、つくし保育園で120人という定員がございます。この定員に対しまして今、それぞれ84人、66人、94人、133人という入所がっておりますので、これが足りなくなる状況というのは余りないのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。議案第99号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について、質問ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも詳細については委員会で審査いたしますので、町長にお聞きします。

この非常勤職員及び臨時的任用職員の今回の条例改正は、とりわけ非常勤職員の今まで2回について更新ですね、超えることができないとしたことを、4回を超えることができないというふうに書き直すというふうに出てきました。特に臨時的任用職員、非常勤職員というのは、通常業務以外の仕事に当たるというのが普通の場合ですね。南部町の場合はこれまでの経過の中で、嘱託職員等が置けないという理由で非常勤職員という異例ですよ、異例のあり方をして3年で切ってきたわけですよ。余りにも大変だからというので私たちの理解は、3年についていえば更新するについて1種、2種、3種という説明を受けてきたつもりだったんですけども、きょうの全

員協議会では、これは年ではなくてその都度評価しているんだと。それで、委員会にはどんな評価基準でやっているのかという評価基準と、その実績を求めておきたいと思うんですが、その考え方についてです、町長。保育士並びに保育所の調理員、町の税込補助員とか図書館の司書、特に教育委員会関係についてはほとんどこれが適用される方が多いんですけども、本来は正規職員が当たらなくてはならない仕事ではないでしょうか。これについて結構な人数がいるわけですよ。これらの方々を非常勤職員として2回を超えることができ、4回まで延ばすことが待遇改善の一つと思っているのかもしれませんが、本来であれば正規職員を該当させるべきではないかという質問にどう答えるかということと、今回の2回ではなくて4回とする理由はなぜなのか。

それと、もう一つ、先ほど言った、これ町長にお答えして……。1種、2種、3種は先ほど言ったように評価しながらしていくんだと言ったんですけども、通常、これまでの説明から見たら、ここを2回と4回に変えるということは、1種、2種、3種、4種、5種とできてきて当然ではないかという質問に町長はどのようにお答えでしょうか。あとは総務課長と委員会ですみますからね。町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。

総務課長、加藤晃君。（「何で総務課長」と呼ぶ者あり）

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、総務課長のほうから答えさせていただきます。先ほどですが、まず、2回から4回の話がございました。これは過去2回を決めたときに、労働基準法とかそういう分で大体3年というのが一般的にされてると、その適用については厳密に地方公務員に適用できないものもあるわけがございますけども、考え方として3年を超えて雇用するようなことではあってはいけないということで、そこをお願いしてきたということがございます。現在、この延ばす理由の一つには、非常にその当時と異なりまして、特に保育士との関係が非常勤職員、非常に今、保育士全体が足りません。どこにおっても足りませんし、現在の新しい基準の関係とか、時間を延ばしたりとか、そういうところをどこも工夫してますので、その関係で非常に雇用が難しくなっているということがございます。そのために現在の方の処遇を延ばすということも一つありますので、御理解いただきたいと思っております。

それから、それが待遇改善につながるかどうかにつきましては、これは現在の状況でございますと、例えば3年が終わって1回切れて、例えばその後に募集かけて1カ月後に採用されたという場合には、もともと始める、1種から始めるということにしておりましたが、それを4年、5年目につきましては3種であった人は3種のままでいくということになりますので、そのあたりでは、当然、待遇改善になってきてるだろうと思っております。

それから、非常勤の職員を置くところを正職員で置くということについては、それであれば一番いいんですが、なかなかそういう状況にはない、現在の状況の中では非常に難しいことだと思います。職員の採用の関係につきましても、一般職もそうでございますが、なかなか公務員試験にも受からないような状態でございます、このたびも技術職のほうを募集しても、応募はありますが、受かっていただかないというようなこともありまして、やはりそういうところを補ってもらおうということになってきていると思っております。

それから、嘱託職員というのは、これは地方公務員法の中でございませぬので、一般職の嘱託職員がですね。そういうことで雇えないということのうちの方は法を遵守しておりますので、その代替になりますが、非常勤職員ということをしてきたという経過がございます。実際に職員の時間数では週45分短い時間でございますけども、そういう非常勤の方でそれをかわりにしてきてると。それにつきましては、非常勤につきましては臨時さんと異なりまして、あくまで補助というだけではなくて、ある程度、業務の責任を持つ部分を持ってもらって、その一つの業務をこなしてもらおうという位置づけもっておりますので、そのために臨時職員さんと違って月給という扱いにしておりますし、それから3年、今、今度は5年ということを考えるわけですが、そういう期間の設定をしてるところでございます。あとは何がありましたっけ、以上だと思っておりますが。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに答弁ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、総括質疑をしているつもりですが、総括にはなっていないでしょうか、議長。総括質疑ですので、町長、お答えいただきたいと思っております。

先ほどのお話では総務課長がお答えになったのですが、町のお答えだと思って再質問するのですが、町は、南部町非常勤職員をつくっているのは、試験しても受からへんからつくっているんですか。住民の前でそんなふうに言っていないわけですか。一般職が公務員採用しないのも試験に通らないからしないわけですか、人がふえないわけですか。そういう認識ですか。

それと、先ほど言ったように、2回を超えることができないのを4回にまで延ばすのは、人がいないからするわけですか。

町長、今回、今、選挙しているんですが、その総選挙の中の多くの一つは、非正規雇用をなくすという大きな目標を掲げていて、世論もそういうふうになってきているんですよ。南部町でいえば、合併10年になるんですけど、この間、職員が60数名減っているんです。言ってみたら、企業誘致を促すといいながら、60名規模の働く場所が1つなくなったというふうにも考え

れる内容ではないですか。私の認識は、このように合併したといえども仕事量がなかなか減らない町職員や町の仕事を担ってきたのは、この臨時職員や非常勤職員の方々ではなかったかと思うんですね。要するに、町の仕事が回らないから彼らをこういうふうにしてやってるんじゃないんですか。そういうところをするので、それをどういう実態でやってるかといいますと、全協で出していたのが、仮に今回、金額等、人勧等に基づいて、正規職員に基づいて改善されたということですが、総務課長の説明では一般事務員の1種については、年収が185万9,000円、世に言う200万がワーキングプアの線だとすれば、それを下回っているわけですよ。そういう内容で、南部町でも言ってみれば、国民的になくそうと言っているワーキングプアをつくり出している一つの職場だと言われても仕方がないと思いませんか、町長。

そういう点でいえば、少なくとも今までも合併10年来、基金が積み上げてきた一つに職員の人件費の減というのがあるわけですよ。そういうことをしておく一方で、先ほど総務課長が言った、こういうふうに行っているのはどう言いましたか、もうびっくりして聞きましたよ。試験を受からないからだ。特に保育士に至っては、試験を受からないから保育士としてこういうふうに行っているわけですか。だとすれば、正規職員を雇うために試験の改善方法等も協議なさったらいんじゃないの、政府全体で。これを町長、どういうふうにお考えでしょうか。少なくとも考えと提案ですけれども、少なくとも今まで全課出してもらったら、全部で何十名といらっしゃったわけですよ。全体的には無理としても、この3年を5年に引き上げて改善するに当たっては、それなりのいわゆる報酬の引き上げ等がこの金額から見ても要るのではないかという点で、再度検討する必要があるのではないかという点。

それから、先ほど保育士の減等も言っていましたが、一般職についても年齢的に見たら職員採用が必要だと考えますので、職員採用の枠を大幅にふやしていくことを年次的に計画するということもあわせて必要ではないかという点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。基本的には、先ほど総務課長がお答えしたとおりでありますけれども、1つは、私のほうも理解しておりますのは、労働契約法という法律があるようではありますが、これが平成25年に改正となりまして、改正法で有期契約労働者の有期での継続雇用年数が5年を上限とされたということを踏まえまして、5年を根拠にしたわけでありまして、これが一つ、5年にした根拠であります。

もう一つは、いわゆる保育士さんを中心に労働者の需給環境が逼迫しております。何としても確保をしたいというのが町の立場であります。したがって、この法律の改正もあつたし、保育士

さんが足りんというような現状でありますので、せっかく確保した保育士さんをやめてもらうよりも引き続いてお勤めいただいたほうがいいのではないかとということで、5年にしたということでもあります。

それから、金額のことですけれども、確におっしゃるとおりでございます、200万円以下がワーキングプアだと言われる世情にあって、そういうものを提案せざるを得ない残念さもあるわけですけれども、正直言って保育士さんの資格は、資格を取ったばかりの人も保育士ですし、50歳になっておられる方も保育士であります。したがって、そこには経験の差なども加味して、やはり段階をつけて評価もすべきではないかというように思っております。

それから、5種までもしたらいいのではないかとことですが、これは総務課長も言いましたように評価の低い人もあろうと思うわけでして、これは3つぐらいで、3種ぐらいでやったらどうかという提案でございます。

それから、もう一つは、正規の職員を充てたらいいのではないかとことをおっしゃいました。正規の職員を充ててやればそれが一番問題ないかもわかりませんが、いつも申し上げておりますように、大体、類似団体の職員数比較において人口100人に職員1人ぐらいが私たちの類似団体の平均職員数です。ですから、110人ぐらいということでもあります、うちの人口で言えば。そういうことから比較しますと、うちの現在の職員数からいって完全にまだオーバーしている。その上に、あなたのおっしゃるようにならぬという非常勤職員、臨時的任用職員をワーキングプアは申しわけないのでということでみんな町の職員に採用しますと、ほかの政策的経費は払えんやになります。いろいろおっしゃいますけれども、そういうことに応えることはなかなか難しくなります。

そういう、いわゆる一方で行政運営をさせていただく場合に、他の類似団体との比較やいろんなことを考慮しながら、効率的な行政運営をしていかんといけんという責務が町長にもございまして、このようなちょっと金額的にはわずかなことなんですけれども、こういう若干の増額をさせていただき、さらに期間も延ばして待遇改善も図って、折り合いをつけながら南部町のマネジメントをしていくということだろうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。3回目です。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、全部を正規職員にしろと極端なことを言っているのではありません。少なくともワーキングプアをなくすための努力をしていくこと。それから、特に専門職等についても順次に採用をやっていくべきだということを指摘しておきたいということが1つ。

それと、もう一つは、先ほど労働契約法では有期雇用が5年上限に変えられたと、3年から。

これはどういう意味で比較なさっているのか知りませんが、労働基準法ないしは憲法に基づく国民の働く権利からいえば、今の日本の法的な解釈は、労働というのは無期雇用なんですよね。それを労働契約法で年数を限るの5年を上限としたということは、5年を超えたら無条件に本人が仕事したいと言ったら採用しなくてはならない、そうですね。そういう内容なんですよ。ほとんど括弧つきのブラック企業と言われるところがこれを回して非正規雇用を続けているというのが、言ってみたら南部町も同じような解釈のやり方をしているわけですよ。そのことを一方で嘱託採用が法に合わないという切り方をしておく一方で、民間の、しかも余りやってはならないような解釈の仕方です。職員をこういうふうな待遇で働かせることに、私は、自治体としての誠実さと、本来、法を遵守すべき立場から見たら、逸脱した内容ではないかということ指摘しておきたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。答弁ありますか。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。契約法につきましては、真壁議員さんが言われたのが法でございますが、これは地方公務員には適用外でございます。それは御承知だと思いますが、それで、ただ、うちのほうは、やはりその中で5年という基準がそこにあるのが一つということをお頭にありますし、本来ですと5年を超えた場合については会社が民間であれば無条件のその条件で雇うということがあるとは思いますが、公務員適用ないわけでございます。それで、ただ、その中で、一応5年の基準が出てきたという経過は、やはり一つの雇用としての期間としてあるんじゃないかと思っておりますし、あとは県のほうも5年というのを持っておりますので、そのほうも参考にさせていただいておりますので、そこは御承知いただきますようお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） この臨時雇用職員の5年と、スズメの涙の賃上げの議案ですけれども、私は、先ほどから議論になっております年収200万円以下は働く貧困層という問題です。200万に足りない給料をもらって実際どんな生活ができるのか、想像力を働かせていただきたいんですよ。通勤するには車を……。

○議長（秦 伊知郎君） 植田議員……。

○議員（5番 植田 均君） はい。それで……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時52分休憩

午後 3 時 5 2 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（5 番 植田 均君） 私が言いたいのは、抜本的に臨時職員の待遇を 200 万から出発してそこから賃金を積み上げる、そういう決断を当然、町長はすべきだと思います。それが人間らしい最低限度の文化的な生活をする日本国民の権利だと……（「それは討論だ」と呼ぶ者あり）私は思います。どうぞ……（「議長、質疑が討論になっています」と呼ぶ者あり）いえいえ、ぜひ……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 3 時 5 3 分休憩

午後 3 時 5 3 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

続けます。議案第 100 号、南部町あいのわ銀行設置条例の一部改正について、質疑ありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 今のでよかったの、植田さん。

○議長（秦 伊知郎君） だから、ありませんでした。

○議員（13 番 真壁 容子君） あいのわ銀行の設置条例の一部改正について問います。

先ほど全員協議会で、どのように変わったのかという背景等についても、やっぱり介護保険で要支援 1、2 が出ることに、いわゆる介護保険から外されて、町の支援事業の中に入っていくことによる一つの受け皿の整備かなというふうにはとったのですが、そこでお聞きしますが、今回のそういう介護保険の制度が変わることを見越してあいのわ銀行に、町長、一体どういう役目を果たしてもらおうとしているわけですか。そのことがこの、今回そのことなんですよとおっしゃるんですけども、この条例を見る限りは基礎点数という項目がなくなったこと、福祉サービスが生活支援サービスに変わったこと、それから何だったっけ、そういうところしかよくわからないんですね。そうそう、例えばこれまで支払うと言ってたのを負担するという言葉に変えるとかね。一体、これらの今回の条例を改正する点が今後、先ほど説明された介護保険制度に向けての準備ということはどういう意味を持っているわけですか。何のためにしたかってよくわからない、町長。課長にはまた聞きますけん。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁求めます。（発言する者あり）（「介護保険の中で要支援1、2の説明しとったじゃない」と呼ぶ者あり）いや。（「そうじゃないの」と呼ぶ者あり）

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。さっきの全協の中で、介護保険の要支援の1、2の云々かんぬんというような話はなかったと思いますよ、あなたが思い込んでおられるだけで。

（発言する者あり）一般質問に出しておられるので、そういう質問になるのではないかと思います。もう一遍はっきり言っておかなければいけないのは、この改定については介護保険の改正というような話が起きる前、もっと前から、このあいのわ銀行をこのままではいけないのではないかと委員会をつくっていろいろ検討していただいたわけでありまして。

その中で、原因としては平成12年に介護保険が始まったら、それは介護保険でやればいいのかというようなことになって、あいのわ銀行の事業がなかなか盛り上がりなくなってきたという背景を言ったと思います、盛り上がりなくなってきた。このまま続けとったっていけないのではないかと。だから、ここで1回整理をして新しい制度にしようではないかというのが基本的な考え方です。そこへあなたがさっきおっしゃった要支援1、2の例の介護保険の改正が来たので、そういうことにも利用できるのではないかということになったわけですよ。ですから、そういうことが出てきたので、それで福祉サービスというものを生活支援サービスに名称を変えて、福祉を受けるのではなくて自立した生活を営むためにさまざまなサポートを受けながら自立した生活を営むというような、福祉いうとちょっとこう抵抗があるお方にも受け入れられやすいのではないかとというような意味合いがあると思います。それから、支払うというのを負担するというようなことに改めようと。

それから、当初の制度は、全員を町民みんながこの制度に参画をしていただきたいという願いを込めて基礎会員というようなものもつくっていたわけですがけれども、これちょっと曖昧になる原因にもなっております、そういう基礎会員というものをやめて条文の整理をしたというようなことが中心であります。

今後、今の介護保険法の改正から平成29年に市町村事業に移行しなさいという義務づけがなされているわけですがけれども、要支援1、2の方のサービスですね、こういうものについてこれが使えるのではないかという期待はあるわけです。だけど、まだそれに向かってどのようにするのかというのは今回の改正条例では想定してないわけです。大体、わかっていただけましたか。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの町長の説明で、私は言ったのは、ちょうど広域連合の一

般質問したときに町長の答弁の中から要支援1、2が排除された場合どうなるかというときに、あいのわ銀行等を受け皿としてという話が私の頭の中にはありました。先ほどの全協の中でも介護保険の中があったもんですから、当然、制度とすればおっしゃったように要支援1、2を見越した、私は、全町民ボランティアの総動員法を、総動員条例を整備をなさるつもりで提案してきたのかなとまだ思ってるんですけどね。

そうじゃないということですから、余計お聞きしますが、そうじゃなければ今の時期2年間かけてあいのわ銀行を、条例を整備したというんですけども、どう読み取っても基礎点数がなくなったことと、福祉サービスが生活支援サービスに変わったことと、支払うが負担すると変わったと、それだけしかここ変わってないんですよ。一体、何のためにこれやるんですか。2年間協議してきてあいのわ銀行の制定を、もし町長、これが町の施策で、今、議会に提案してやるのであれば、あなたがおっしゃったようにこのままではいけないという認識の上に立ったら、あいのわ銀行のどこに問題があって広がらなかったのか、こういう説明が要ると思いませんか。それで、そのことについて、だからどういう改善点をして皆さん利用してもらうためにつくったんだというんだったらまだ協議の対象になるんですよ。今回、言ってみれば文言を変えるだけです。それで、こちら側は介護保険のためにするんですかと、そうじゃないってこう言うもんですから、一体、何のためにするんですか。今まで基礎点数預託してた分を1回清算しましょうというための提案ですか。

町長、質問です。どうして介護保険ができたならこれ使えなかったかということ、介護保険のみんな利用料払っているから介護保険でお願いしたいということになるわけですよ。そういうことも含めて、今回の条例改正についての背景と目的と、2年間どういう協議があって、どこをどう改善しようとして出されたのかということの説明していただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。協議の会には私が出てきましたので、私のほうから説明させていただきます。

平成8年にあいのわ銀行というのがスタートしまして、当初の盛り上がりは御存じの方は非常に大きな住民の皆さんの期待と、それから参加者の多くの方に参加いただいて良好なスタートを切りましたけれども、町長が先ほど言いましたように12年の介護保険法が施行されて、真壁議員がおっしゃるとおり、お金を払ってるんだからそっちのほうがいいだろうと、それが本当のところではないかと思えます。

しかし、ことしの10月、合併10周年を迎えました。その中で改めて、2年間の中でも総括

的な話ですけど、改めて表彰もさせていただきましたけれども、口々にボランティアに携わってきた皆様は、する側のほうが非常に利益を得てるんだと。それは健康であるだとか、介護のお手伝いをすることによって自分たちも得たものがたくさんありますよという、私も目からうろこのようなお話をたくさん聞く機会もありました。

これからの高齢化社会の中でボランティアというと、全員にボランティアを強制するものではありませんで、そういうもっとよさというものを地域の中で、行政として育み直すのではないかというのがこのスタート点でございます。例えば外出時の介助であったり、高齢者同士の御夫婦であったり、または独居の方であったりした方が外に一步出るのにも非常におぼつかないという事例は、このあいのわ銀行がスタートした平成8年、9年のあたりはまだまれな状況でした。

ところが、高齢化率、今、33%、4%が近づこうとしてる南部町においては、これはもう御近所どこを見ても外出したり、御飯を食べたり、後の皿を洗ったり、それからごみを出すときにどうするんだというようなことを心配されてる御家庭はたくさんあると、こういう背景が、では、もう一回原点に立ち返って再スタートを同時に町民の皆様にもう一遍呼びかけようではないか。やり方の中でも手帳方式がいいじゃないかだとか、いろいろな改正点はありますが、それはこの条例ではなくて規定のほうで整理したいと思いますけれども、第一義的には地域の皆さんにもう一遍この重要性、よさというものを理解していただいて、地域総ぐるみで地域の高齢者の皆様の生活を支えて、長い間そこで暮らしてきた生活をさらにもう少し地域の中で暮らしていただくとうと、こういうことを伝えていこうということがこのあいのわ銀行の、この条例改正の本旨でございます。この辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。3回目です。

○議員（13番 真壁 容子君） そうであれば、この条例改正は文言の改正だけで、先ほどあなたがおっしゃったようなこと等もそんなに反映しているというように私、思えないわけですよ、そうですね。一体、何論議するかっていったら、福祉サービスを生活支援サービスに変えたとかだけですよ。まさしく、もう少し住民は率直に、このあいのわ銀行で町は何期待してるかというのを知りたいんじゃないですか。申しわけないけども、まさしくボランティア総動員ですよ、どう考えたって介護保険を前提にした。そうであれば率直に語って、あなた方みんなやりましょうじゃなくて、いかにボランティアすることが自分の成長にもつながるんだというような自発性を促すことが一番大事であって、こういう内容ではないと思うんですよ。そうじゃないでしょうか。（発言する者あり）いや、意見といいます、貴重な時間使って議会するわけですよ。出されてきた条例がどういう目的かもわからんわけで、だから聞いてるんですよ。（「質疑、質

疑」と呼ぶ者あり) そういう意味でいえば、少なくともそういうことをきちっと説明して、これを上程しなければいけないのではないのでしょうか。少なくとも委員会の中では、このことによつてどのように変えようとしているのかという点についても説明してほしいということと、一体、どのような場所で2年間協議してきたのかということも説明求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 委員会で対応していただきます。よろしくお願いいたします。

議案第101号、南部町あいのわ銀行基金条例の一部改正について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は15分から。

午後4時06分休憩

午後4時17分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開します。

議案第102号、南部町国民健康保険条例の一部改正について、質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 続きまして、議案第103号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 議案第104号、南部町農産物加工施設条例の一部改正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秦 伊知郎君) 議案第107号、これも公の施設の指定管理者の指定についてであります。(「じゃあ、委員会で聞くけんええ」と呼ぶ者あり)ありません。

〔質疑なし〕

○議長(秦 伊知郎君) 議案第108号、これも公の施設の指定管理者の指定についてであります。(「次も同じ」と呼ぶ者あり)よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第109号、これも公の施設の指定管理者の指定についてであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第111号、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第112号。（「中身ぐらい言いないや」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 申しわけありません。

議案第113号、平成26年度南部町一般会計補正予算（第5号）であります。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 13ページの少子化対策費で、子育ては親育ち！成長と学びのプログラム事業254万1,000円が上がっています。これは新しい事業だと言ったので詳しいことは委員会で聞きますが、この概要についてここで説明を求めたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁お願いいたします。誰が答えます。

健康福祉課長、畠稔明君。

○健康福祉課長（畠 稔明君） 健康福祉課長でございます。この新しい事業は、国の交付金を受けて行う事業でございます。これはまず、状況をちょっと申し上げさせていただきますと、最近の子育て世帯は共働きが多くなってまいりました。子供を保育園に早く入園させて就労している。1歳、長くて2歳ぐらいまでにしか在宅で子育てをしないという状況にあります。親が育たないまま保育園に預けっ放しである。これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう状況とっております。保育園もまた親自身を育てるという感覚がなく、というのは、これはちょっと言い過ぎです。子供をただ預かっているという様子、というのもいけません。保育園に預けるまでしっかり親を育て、保育園に上がっても継続して学びの場を提供するという一連の子育て親育ちプログラムが必要というふうに考えております。

このたびのこの新しい事業では、その学びを促すために成長記録や学びの資料を大事に保存できるような、子育ては親育ち！成長と学びのファイルというふうなものを命名して、ファイルを作成する事業でございます。その子供の成長、妊娠から出産、子供の成長に合わせていろいろな情報提供をしていくと、そういうファイルを作成する事業ということで、よろしくお願ひしたい

と思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、議案第114号、平成26年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週8日は定刻より本会議を持ちまして、一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしく願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時21分散会
